

札幌市発注の下水処理施設に係る電気設備工事の入札に関する行政処分について

本日、富士電機システムズ株式会社は、2003年10月1日から2005年12月14日の間の札幌市発注の下水処理施設に係る電気設備工事の入札に関して、独占禁止法違反行為があったとして公正取引委員会より行政処分（排除措置・課徴金納付命令（課徴金額：1,285万円））を受けました。関係各方面に多大なご迷惑をおかけしましたことを衷心よりお詫び申し上げます。富士電機グループは、今後とも引き続き、全社一丸となって二度とかかる事態を惹起することのないよう再発防止の徹底に全力を傾注してまいります。

記

I. 再発防止について

これまで富士電機グループでは、CSR（企業の社会的責任）を重視し、グループ内のコンプライアンスの徹底を図るべく、富士電機ホールディングス株式会社の代表取締役を委員長とする富士電機グループ遵法推進委員会を中心として、「富士電機グループ・コンプライアンス・プログラム」に基づく社内ルールの制定・改定、遵守状況の日常監視・定期監査、および遵法教育、ならびにヘルプライン制度による違法行為の未然防止に努めてまいりました。

富士電機グループでは、この度の事態を厳粛に受けとめ、改めて、富士電機システムズ株式会社において、法令（独占禁止法）遵守状況の調査を行い、本件以降は、違反行為を行っていないことを経営者自ら、再確認するとともに、今後とも公正かつ自主的な受注活動を行うことを決議した旨を従業員、顧客および同業他社に知らしめ、以下の諸施策を講じます。

1. 独占禁止法遵守の行動指針「公共的な入札における独占禁止法等遵守内規」の細則（入札にかかる社内決裁ルール・文書管理基準強化を含む）の制定
2. 上記1.のルールに基づく日常監視の強化
3. 「富士電機グループ・コンプライアンス・プログラム」に基づく監査の強化
4. 「独占禁止法遵守マニュアル」に基づく教育の強化

II. 社内処分について

富士電機グループでは、本件行政処分を受けたことに伴い、企業の社会的責任に鑑み、10月30日付で、経営者および関係従業員に対する社内処分を以下のとおり実施いたしました。

1. 富士電機システムズ株式会社

代表取締役社長 白倉三徳は、減俸30%（1ヶ月間）とする。
顧問 藤川建樹（当時、取締役兼プラント営業本部副本部長）は、減俸20%（1ヶ月間）とする。
当時、プラント営業本部北海道支社社会システム営業部所属の関係従業員は、就業規則に基づき懲戒（譴責）とする。

2. 富士電機ホールディングス株式会社

代表取締役社長 伊藤晴夫は、報酬の30%（1ヶ月間）を自主的に返上する。
代表取締役副社長 中山克志は、報酬の20%（1ヶ月間）を自主的に返上する。

以上